日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日　　日本郵政共済組合代表者　根岸　一行

第31条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改める。

第31条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000
短期組合員	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	96.54/1,000	2.06/1,000	11.92/1,000	2.30/1,000				

第31条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	労働組合又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000
短期組合員	48.27/1,000	1.03/1,000	5.96/1,000	1.15/1,000

第31条第４項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。